

## 平成30年度国民健康保険料率算定の考え方について

### 1 制度改革の概要

国は、将来にわたって国民健康保険制度（以下「国保制度」という。）を維持するため、国保制度を改革し、平成30年4月から実施する。この改革により東京都は、「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収する仕組みに変わる事となる。

このたび、東京都から「平成30年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

#### (1) 公費による財政支援の拡充

国は、国民健康保険に対して財政支援の拡充を実施し、財政基盤の強化を図る。

#### (2) 財政運営の責任主体等

平成30年4月から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図る。

区市町村は、引き続き保険料の賦課徴収や保健事業の実施など、住民に身近な事務を行う。

#### (3) 国保財政の運営、保険料の決定等

##### ① 財政運営

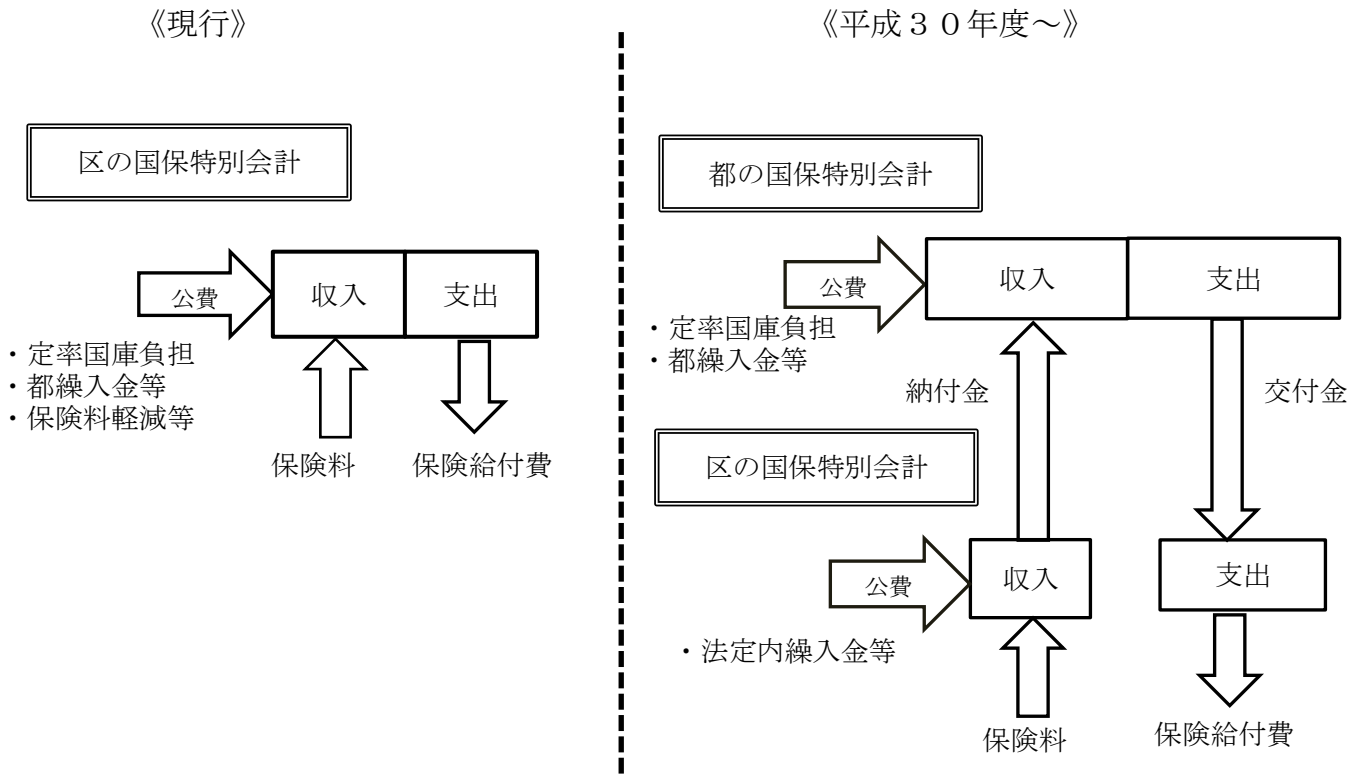
都は、区市町村の医療費水準や所得水準を考慮し、国保事業費納付金を決定する。区は、都が決定した国保事業費納付金を納付する。

区市町村が給付する医療費は全額、都からの交付金で賄う。

##### ② 保険料率の決定・賦課徴収

都は、区市町村の標準保険料率を算定し、公表する。区市町村は、都が算定した標準保険料率を参考に保険料率を決定し、賦課・徴収する。

《国保財政運営のイメージ》



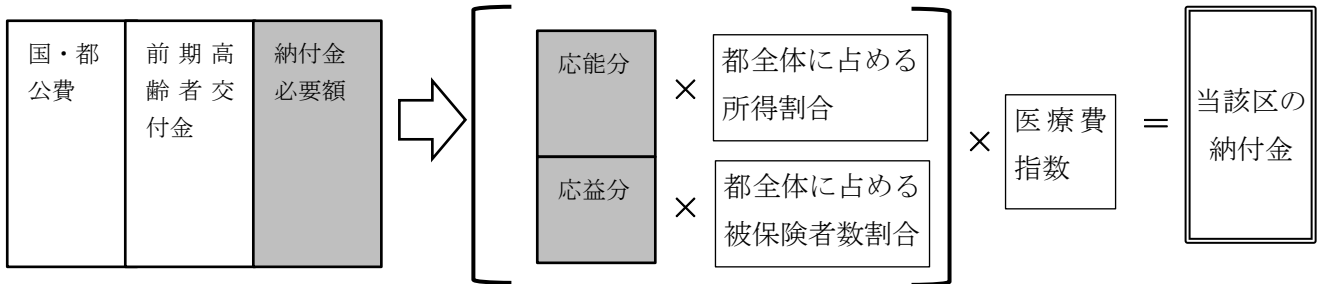
(4) 納付金の算定方法（按分の方法）

区の納付金の算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

都の納付金必要額

区ごとの納付金算定方法



## 2 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率

(1) 平成30年度国保事業費納付金(中野区)

(単位:円)

一般被保険者分(介護分は退職被保険者等分を含む)				退職被保険者等分	総合計
医療分	支援分	介護分	合計	医療分+支援分の合計	
8,775,676,657	2,849,056,620	1,078,537,185	12,703,270,462	24,363,000	12,727,633,462

(2) 平成30年度標準保険料率と平成29年度保険料率の比較

(基礎分+支援分)

	基礎分		支援分		計		一人当たり保険料(円)
	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	
29年度保険料率①	7.47	38,400	1.96	11,100	9.43	49,500	118,441
30年度標準保険料率②	8.09	45,986	2.65	15,024	10.74	61,010	142,558
差 ②-①	0.62	7,586	0.69	3,924	1.31	11,510	24,117

(介護分)

	介護分		一人当たり保険料(円)
	所得割(%)	均等割(円)	
29年度保険料率①	1.63	15,600	31,387
30年度標準保険料率②	2.32	17,292	39,946
差 ②-①	0.69	1,692	8,559

## 3 中野区の平成30年度保険料率算定の考え方

(1) 基本的な考え方

- ① 低所得者及び多子世帯に配慮し、所得割と均等割の賦課割合を定める。
- ② 被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、法定外一般会計繰入金による激変緩和措置を講じる。

(2) 基礎分の賦課総額の考え方

保険事業費納付金に出産育児一時金の1/3、葬祭費、特定健診・特定保健指導等の事業にかかる経費の一部を加算し、特定財源等(特別交付金、法定内繰入金、過年度分保険料等)を減算する。

**歳出（納付金及び葬祭費等）**

事業費納付金(医療分)	出産育児一時金	葬祭費	特定健診 特定保健指導	保健事業	その他
	審査支払手数料				

**歳入（保険料及び繰入金等）  
（平成30年度）**

基盤安定繰入金、特別交付金等、決算補填目的以外の法定外繰入、過年度保険料	保険料	保険料	保険料	交付金、 決算補填目的以外の繰入	決算補填目的以外の繰入
保険料	法定内繰入金 2/3		交付金、 決算補填目的以外の繰入		

**歳入  
（現行）**

基盤安定繰入金、特別交付金等、決算補填目的以外の法定外繰入、過年度保険料	法定外繰入	法定外繰入	保険料	交付金、 決算補填目的以外の繰入	決算補填目的以外の繰入
保険料	法定内繰入金		交付金、 決算補填目的以外の繰入		
法定外繰入	2/3				

(3) 支援分及び介護分の賦課総額の考え方

事業費納付金から特定財源等（特別交付金、法定内繰入金、過年度分保険料等）を減算した額を保険料の賦課総額とする。

(歳出)

事業費納付金（支援分・介護分）
-----------------

(歳入)

基盤安定繰入金、過年度の保険料収納見込額等
保険料

(4) 所得割と均等割の賦課割合について

所得割と均等割の賦課割合については、低所得者及び多子世帯の保険料負担に配慮し、基礎分及び支援分については概ね60：40（現行58：42）とし、介護分は52：48（現行50：50）とする。

#### 4 平成30年度保険料の激変緩和措置について

(1) 標準保険料率との差

東京都が算定した平成30年度標準保険料率と平成29年度の保険料率には、所得割率で2.0%、均等割額で13,202円、一人当たり保険料は32,676円の乖離がある。

保険料が急激に増加しないよう、以下の激変緩和措置を講じることとする。

(2) 激変緩和措置①

支援分及び介護分の平成30年度の賦課総額の算出に当たっては、国保事業費納付金の9%相当額を控除し、その後、この割合を段階的に引き下げていく。

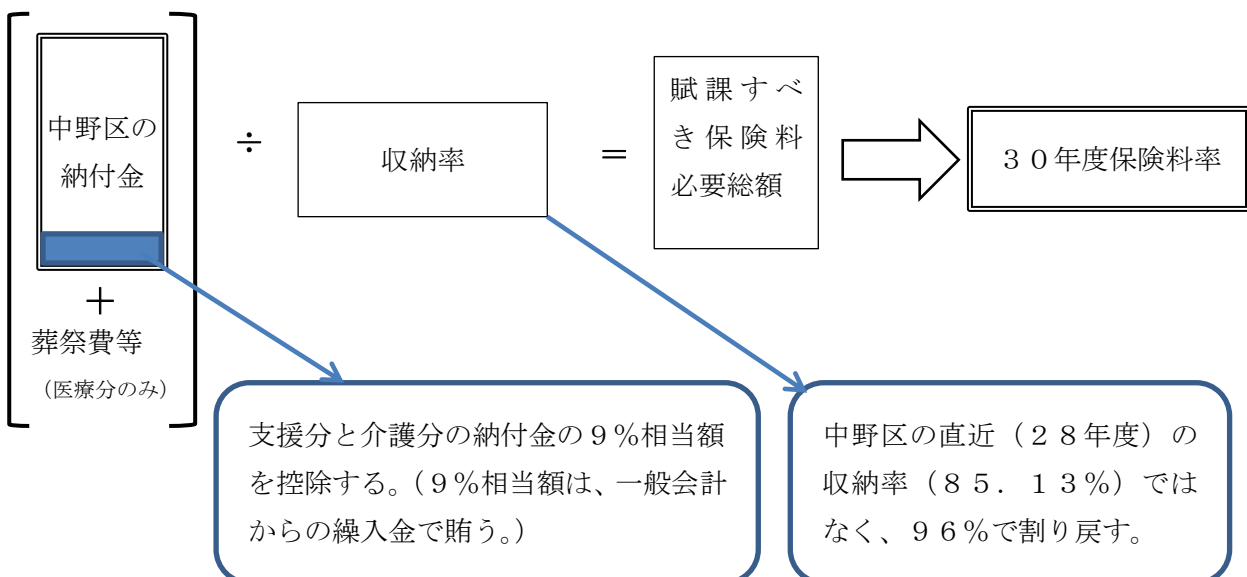
(3) 激変緩和措置②

標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率（直近の収納率85.13%）で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、96%で割り戻すこととする。その後、保険料収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を実績値に近づけていく。

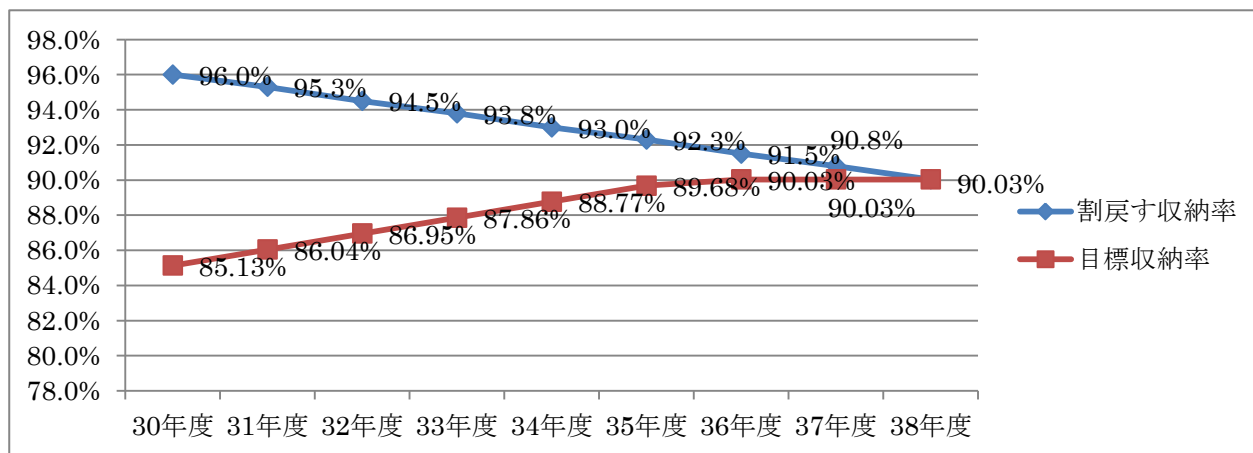
(4) 激変緩和措置の期間（赤字解消・削減期間）

国は、国民健康保険運営方針の期間との調和を図り、国民健康保険特別会計における赤字（決算補填等目的の法定外一般会計繰入金）を解消・削減する期間を原則、6年以内とし、6年以内に赤字解消が困難な場合は、6年後の削減目標を達成するための計画を区市町村が定めることとしている。

区では上記の標準保険料率を算出するために用いる収納率（割り戻す収納率）と直近の収納率の乖離が大きく、収納率向上の取り組みを進めてもなお、目標とする収納率に近づくには相当期間を要することを踏まえ、区の激変緩和措置期間は、都が策定した国民健康保険運営方針の対象期間（3年間）の3倍の9年間とし、段階的に法定外繰入金を削減するとともに、割り戻す収納率を目標とする収納率に近づけていくこととする。



## <激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

## 5 モデル世帯別の保険料の前年度比較

### (1) 基礎分+支援分

年金収入 (65 歳以上) 1 人世帯

(単位: 円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 29 年度	14,850 円	83,921 円	188,121 円	265,918 円
② 30 年度	14,850 円	85,284 円	192,384 円	272,573 円
差 (②-①)	0 円	1,363 円	4,263 円	6,655 円

年金収入 (65 歳以上) 2 人世帯 [世帯主+配偶者 (収入なし)]

(単位: 円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 29 年度	29,700 円	93,821 円	237,621 円	315,418 円
② 30 年度	29,700 円	95,184 円	241,884 円	322,073 円
差 (②-①)	0 円	1,363 円	4,263 円	6,655 円

給与所得者 (40 歳) 1 人世帯

(単位: 円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 29 年度	26,636 円	133,427 円	199,437 円	269,219 円
② 30 年度	26,694 円	136,008 円	204,048 円	275,976 円
差 (②-①)	58 円	2,581 円	4,611 円	6,757 円

### (2) 介護分

給与所得者 (40 歳) 1 人世帯

(単位: 円)

年収	100 万円	200 万円	300 万円	400 万円
① 29 年度	8,126 円	30,107 円	41,517 円	53,579 円
② 30 年度	8,134 円	30,463 円	42,153 円	54,511 円
差 (②-①)	8 円	356 円	636 円	932 円

## 6 一人当たり保険料

	基礎分+支援分	介護分
① 29年度	118,441円	30,986円
② 30年度	123,275円	31,924円
差(②-①)	4,834円	938円

## 7 今後の予定

2月8日

中野区国民健康保険運営協議会 開催・諮問

3月

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案